

平成二十二年五月十二日提出  
質問第四六四号

鳩山由紀夫内閣における外務省在外職員の健康管理休暇制度に係る改革に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

464

鳩山由紀夫内閣における外務省在外職員の健康管理休暇制度に係る改革に関する質問主意書

外務省における健康管理休暇制度について、昨年十一月六日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七三第一四号。以下、「政府答弁書」という。）では「御指摘の健康管理休暇制度に関しては、岡田外務大臣の指示に基づき外務省内に武正外務副大臣と吉良外務大臣政務官をメンバーとして立ち上げた『在勤手当プロジェクトチーム』において、在勤手当と併せて検証を行う予定である。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 前文で触れた「在勤手当プロジェクトチーム」により、健康管理休暇制度についてどのような検証がなされ、その結果、平成二十二年度予算において実際にそれがどの様に反映され、どのような見直しがなされたのか説明されたい。

二 健康管理休暇制度について、不健康地にある在外公館により、複数の駐在邦人企業の休暇制度等についての照会（以下、「照会」という。）がなされていることにつき、過去の質問主意書で、「照会」がなされた企業数は合計で何社に上るか、また、過去の答弁書では「企業側の旅費支給による休暇制度を設けており、」とあるが、右の企業は何社あったのかと問うたところ、過去の答弁書では「四及び五についてで

お答えした在外公館からは、必ずしも照会を行った企業の名称・数のすべてについて報告を受けておらず、お尋ねの企業数についてお答えすることは困難である。」、「お尋ねの『照会』の際、在外公館に対して、照会を行った企業数について報告を求めておらず、報告形式も多様なため、お尋ねの企業数についてお答えすることは困難である。」と、そもそも外務省として、不健康地に所在する在外公館から「照会」を行った全ての企業数について報告を受けておらず、答弁することは困難であるとの答弁がなされている。右につき、一般に、ある調査を行う際、そのサンプル数は当該調査結果の信ぴょう性、正確度を測る上で非常に重要なものであると思料するが、そもそも同省として、各在外公館に対して、「照会」の対象となった企業数について報告を求めているのはなぜか、各企業の権利利益を害するおそれのある情報を除き、「照会」の内容について可能な範囲で出来る限り国民に明らかにすれば、同省における健康管理休暇制度及び同省に対する国民の理解がより深まるのであり、鳩山由紀夫内閣として、同省に対し、国民の理解を得るべく、「照会」の内容について可能な範囲で出来る限り国民に明らかにするよう指導する考えはあるかと問うたところ、「政府答弁書」では「御指摘の照会は、外務省の不健康地対策を検討する際の参考とするために実施したものであり、企業数について報告を求めておらず、また、公表を前提に回答

を得たものではないが、今後同種の照会を行う際は、照会対象企業に対してどこまでが開示可能かについて確認することといたしたい。」との答弁がなされている。鳩山内閣発足後、「照会」のあり方がどの様  
に変わっているのか説明されたい。

三 鳩山内閣として、外務省における健康管理休暇制度及び同省に対する国民の理解を得るべく、各企業の  
権利利益を害するおそれのある情報を除き、「照会」の内容について可能な範囲で出来る限り国民に明ら  
かにする考えはあるか。

右質問する。